

環境県民局 資 料	N o . 6
--------------	---------

令和8年10月19日
課 名 環境県民局わたらしい生き方応援課
担当者 課長 井上
内 線 2733

「広島県人権啓発推進プラン（第6次）」素案に係る 県民意見への対応について

1 要旨・目的

「広島県人権啓発推進プラン（第6次）」素案について、県民意見募集（パブリックコメント）での意見を踏まえ、次のとおり対応する。

2 意見聴取状況（県民意見募集（パブリックコメント））

（1）募集期間

令和8年8月20日（木）から令和8年9月24日（木）まで

（2）意見件数

50名・5団体139件

（3）意見と対応方針

別紙「県民意見募集（パブリックコメント）における意見と対応方針」のとおり

3 意見を踏まえた修正案

配付資料06-2『「広島県人権啓発推進プラン（第6次）」修正案』のとおり

1 (抜粋版) 県民意見募集(パブリックコメント)における意見と対応方針

※計画を修正するものを抜粋。全体版は2を参照

番号	意見の内容 (一部要約)	対応方針	修正頁
14	「現状・課題」の「DV等に係る正しい知識や困難な状況にある女性が相談可能な窓口に関する啓発を行う」という表現について、女性から男性に対するDVも存在し、可視化されてきているにも関わらず、DV被害が女性特有のものに見えるため、「DV等に係る正しい知識、困難な状況にある女性が相談可能な窓口に関する啓発を行う」とすべきである。	御意見を踏まえ、困難な状況にある女性の支援に関する情報提供については、前の項目で触れていることから、次のとおり修正します。 修正前：DV等に係る正しい知識や困難な状況にある女性が相談可能な窓口に関する啓発を行う 修正案：DV等に係る正しい知識に関する啓発を行う	4
15	「アンコンシャス・バイアス」について、用語解説では「自分自身は気づいていないものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」と説明しているが、学術的に正確な定義へ修正してほしい。	御意見を踏まえ、アンコンシャス・バイアスの用語解説を次のとおり修正します。 修正前：「無意識の思い込み」などと表現され、自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと。 修正案：「無意識の思い込み」などと表現され、 <u>何かを見たり、聞いたり、感じたときなどに、無意識に「こうだ」と思い込むこと。</u>	4
21	関連指標の「地域活動等への参加率」について、R7の数値の出典が不明である。該当する調査結果が公表されていない場合は、直近で公表されている第9期ひろしま高齢者プランの数値に修正すべきである。	「地域活動等への参加率」については、令和7年度の数値が、広島県の調べにより判明していることから、本プランに記載しております。 なお、この関連指標は、現行の「第9期ひろしま高齢者プラン」において設定しておりますが、現在、次期プランの策定中であるため、出典を次のとおり修正します。 修正前：「第9期ひろしま高齢者プラン」より 修正案：「 <u>ひろしま高齢者プラン</u> 」より	13
26	「部落差別」という表現が出てくるのは、17頁13行目のみで、法律名の掲載である。国の基本計画では『部落差別(同和問題)』と表現されているが、プラン内で「部落差別」という語彙を使用しない理由や意図があるのか。	国の「人権教育・啓発に関する基本計画」における表現に基づき「同和問題」としておりましたが、同計画(第二次)を踏まえ、人権課題の項目を次のとおり修正します。 修正前：「同和問題」 修正案：「 <u>同和問題(部落差別)</u> 」	17

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
49	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の立案過程では、「性自認」という語がその主観性を理由に「性同一性」、さらに「ジェンダーアイデンティティ」へと言い換えられていった経緯があると報じられている。本プランの用語解説では「ジェンダーアイデンティティ（性自認）」として両者が同義語のように併記されているが、こうした経緯を踏まえたうえで用語を整理し、県民に誤解が生じないよう説明を加えていただきたい。このままではジェンダーアイデンティティ＝性自認というように捉えられるのではないか。	御意見を踏まえ、性自認の用語解説を次のとおり修正します。 修正前：「ジェンダーアイデンティティ」を参照。 修正後：<u>自分自身の性別を自分でどのように認識しているか</u>ということで、「心の性」と言い換えられることもある。 <u>なお、本プランにおいてはジェンダーアイデンティティと同義語として取り扱っている。</u>	1、39
56	北朝鮮当局による拉致問題等について、人権侵害に加えて国家主権侵害という側面も記載すべきである。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 修正前：北朝鮮当局による日本人拉致問題は重大な人権侵害であり、 修正案：北朝鮮当局による日本人拉致問題は、<u>重大な人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。</u>	32

2 県民意見募集（パブリックコメント）における意見と対応方針

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
全般に関すること			
1	県は人権教育と人権啓発で別々に計画を策定しているが、国は一体のものとして策定しており、また、啓発プランは改定を行っているが、教育プランは改定を行っていない。県も国のように人権教育と人権啓発を一体的に推進すべきである。	広島県では、「広島県人権教育・啓発指針」（平成 14 年策定）に基づき、人権教育と人権啓発の施策を一体的に推進しています。「広島県人権教育推進プラン」と「広島県人権啓発推進プラン」はこの指針に基づく実施計画です。 広島県の人権啓発推進については、社会情勢の変化等を考慮し、新たな課題についても適切に対応するため、5 年の計画期間を設定し改定を重ねてきました。 一方、人権教育推進については、一人一人に人権尊重の精神を育てることを目的とし、教育の中立性を守りつつ、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点からの取組を重視し、実施しております。 引き続き、県庁内の各部局で構成する人権施策推進協議会などを通じて関係部局とも連携を図りながら、人権尊重の意識の醸成に向けて取り組んでまいります。	-
2	指針やプランの実効性を高めるために、条例を制定してほしい。 （同様の意見他 1 件）	人権尊重の社会づくりに向けては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定を踏まえ、本県における基本方針を定めた「広島県人権教育・啓発指針」を策定し、この指針に基づき、本プランに具体的な取組を掲げ、人権啓発を総合的に推進しております。 引き続き、指針及び本プランに基づき、県民一人ひとりの人権尊重の意識の醸成を図り、互いに人として尊重し合い、誰もがいきいきと生活できる社会を形成していくための取組が実効あるものとなるよう努めてまいります。	-
第 1 章に関すること			
3	「1 策定の趣旨」の中で「人権課題ごとに実施している啓発をより効果的・効率的に実施していくために」とあるが、取組にあたっては、当事者との連携が不可欠である。当事者の意見を反映できる連携会議等の設置をプランに明記してほしい。 （同様の意見他 5 件）	施策の推進においては、市町や関係団体との意見交換等を通じて、実態や課題の把握に努め、啓発等の取組に反映しているところであり、引き続き、こうした方策により、人権啓発に取り組んでまいります。	-
4	「1 策定の趣旨」の中で、人権侵害事案が列記されているが、同和問題についての記載が少なく、また、同和問題を人権一般論的に取り扱うべきではない。 （同様の意見他 1 件）	県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合うという観点においては、同和問題をはじめ、女性、子供、高齢者、障害者など、様々な人権課題について認識を深め、人権が侵害されることがないことが大切と考えており、引き続き、各人権課題に対応した取組を推進してまいります。	-

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
5	「1 策定の趣旨」の中で、「取組の連携を一層推進して」とあるが、その対象があいまいである。対象が「当事者」であると分かる文言をいれてほしい。 また、「人権侵害事案が発生していることから、人権尊重の意識向上に引き続き取り組む必要があります。」とあるが、他人事のように感じる。「人権侵害や差別を許さない」という県の姿勢を示してほしい。	本プランは、人権尊重の社会づくりに向けた基本方針を定めた「広島県人権教育・啓発指針」に基づき、本県の各部局が所管する事項について、人権啓発の視点から取組を抽出することで、総合的かつ効果的な啓発を推進していくこととしており、当該箇所については各部局間の取組の連携を指しております。 御意見のとおり、差別等の人権侵害は決して許されるものではなく、全ての人の人権が尊重され、誰もがいきいきと生活できる社会を形成していくため、引き続き、粘り強く人権啓発の推進に取り組んでまいります。	-
第2章に関すること			
6	成果指標について、「広島県調べ」とあるが、いつどのような調査に基づくものか分からないため知りたい。 また、目標値について、どのような方法で42.0%を達成するのか下段の説明を見ても分からない。 (同様の意見他1件)	成果指標について、令和8年度から新たな調査を実施することとしており、当該調査の名称が未定のため「広島県調べ」と記載しております。 各人権課題に対する取組を通じて、正しい知識を周知啓発していくとともに、互いを尊重し合う意識の醸成を図り、目指す姿の実現に向けて取り組んでまいります。	-
7	結婚・就職差別やインターネットでの誹謗中傷等についての実態調査、被害事例、意識調査をプランに盛り込み、課題を明確化した上で、成果指標を設定してほしい。 (同様の意見他6件)	本県では、国が5年ごとに実施している「人権擁護に関する世論調査」や、市町や関係団体と意見交換等を通じて、実態や課題の把握に努め、啓発の取組に反映してきているところであり、引き続き、こうした方策により実態把握などに努めてまいります。	-
8	「2 基本的な考え方(1)人権に関する基本的な知識の習得」において、4年前の「内閣府の世論調査」を引用しているが、広島県の実態調査はないのか。 (同様の意見他1件)	なお、第3章の各人権課題に対する取組においては、必要に応じて県独自の調査等を行い、目標の設定を行っております。	-
9	「2 基本的な考え方(2)権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権啓発」について、具体的にどのような啓発に取り組むのか、わからない。 (同様の意見他1件)	当該箇所については、プランの策定にあたって基本的な考え方を記載しているものです。この基本的な考え方に基づいて、取組を進めていくこととしており、具体的な取組内容は、第3章の各人権課題に対する取組の中に記載しています。各人権課題の現状や課題等を踏まえ、正しい知識や認識の普及に取り組んでまいります。	-

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
第3章に関すること			
10	第3章の各人権課題に対する取組について、県教育委員会による取組がほとんど記載されていない。全ての人権課題に対して県教育委員会が積極的に取り組む体制づくりを行い、プランに明記してほしい。 （同様の意見他1件）	県教育委員会は「広島県人権教育推進プラン」に基づき、教育の中立性を保ちながら人権尊重の理念に関する学習の方法や内容を、学校や市町に示しています。平成31年2月には「教科等を通じた人権教育推進に向けた学習指導案集」を作成し、毎年新しい指導案を追加してホームページで公開しています。これらの指導案は、学習指導要領に基づき各人権課題に対応した内容となっており、各学校は指導のポイント等を参照し、研修などで活用しています。 引き続き、このプランに沿って、取り組んでまいります。	-
11	差別的言動に関する啓発を実施するにあたって、何が差別的言動にあたるかという判断基準が公開されていないのは問題である。 （同様の意見他2件）	本プランは、不当な差別の発生等により人権が侵害されることが無いよう、人権尊重の理念を普及し、それに対する県民の理解を深めるための人権啓発を行おうとするものです。 御意見の「差別」の定義については、法や判例などに照らし個別に判断されるものであることから、一律の定義は記載しておりません。	-
12	関連指標について、目標値の設定根拠がないため、非現実的な目標設定になっている可能性がある。 （同様の意見他1件）	本プランは、本県の各部局が所管する個別計画等に基づく取組等について、人権啓発の視点から抽出して記載しており、関連指標についても、関連する計画等から引用しています。 目標値を設定した関連指標の水準等については、それぞれの備考欄に記載の計画策定時に検討・設定したものであり、計画に基づく施策の推進により達成できるよう、取り組んでまいります。	-
13	プランに記載の事業について、長期にわたって運用されてきた既存事業が多くあり、それらの事業について、税金の投入規模と啓発効果の検証結果を示し、投入規模が適切か判断すべきである。 （同様の意見他1件）	第4章3（2）に記載のとおり、本プランに基づく施策については、成果指標・関連指標や取組実績により実施状況を毎年度点検するとともに、その結果について、取組ごとの予算額と併せて年次報告として県ホームページ等において公表してまいります。	-
1 女性に関すること			
14	「現状・課題」の「DV等に係る正しい知識や困難な状況にある女性が相談可能な窓口に関する啓発を行う」という表現について、女性から男性に対するDVも存在し、可視化されてきているにも関わらず、DV被害が女性特有のものに見えるため、「DV等に係る正しい知識、困難な状況にある女性が相談可能な窓口に関する啓発を行う」とすべきである。	御意見を踏まえ、困難な状況にある女性の支援に関する情報提供については、前の項目で触れていることから、次のとおり修正します。 修正前：DV等に係る正しい知識や困難な状況にある女性が相談可能な窓口に関する啓発を行う 修正案：DV等に係る正しい知識に関する啓発を行う	4

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
15	「アンコンシャス・バイアス」について、用語解説では「自分自身は気づいていないものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」と説明しているが、学術的に正確な定義へ修正してほしい。 （同様の意見他 3 件）	御意見を踏まえ、アンコンシャス・バイアスの用語解説を次のとおり修正します。 修正前：「無意識の思い込み」などと表現され、自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと。 修正案：「無意識の思い込み」などと表現され、 <u>何かを見たり、聞いたり、感じたときなどに、無意識に「こうだ」と思い込むこと。</u>	4
16	「具体的な取組」について、「ダイバーシティ経営の重要性・必要性の認知度向上」について取組を行うとあるが、国際的にはダイバーシティ経営について見直しの動きがあることから、賛否両方の実証研究を踏まえた検証を行った上で啓発事業を設計するべきである。 （同様の意見他 1 件）	国（経済産業省）の定義では、ダイバーシティ経営を「多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」とされていることなどから、引き続き、国等の議論や研究の状況も注視し、女性活躍など、多様性を包摂し、企業経営の力に変えていく、ダイバーシティ経営の促進に取り組んでまいります。	-
2 子供に関すること			
17	ヤングケアラーについて、参考資料の用語解説では「過度に」家族の介護その他の日常生活上の世話をしていると認められる子ども・若者と説明されているが、プラン本文の説明においては、「過度に」という部分が読み取れないため、本文にも明記してほしい。 （同様の意見他 1 件）	子どもや若者が行う家族の介護やその他の日常生活上の世話について、どのような状況が「過度」であるかについては、個別に判断をすることが重要であるため、本文の表現は現状のままといたしますが、本プランに記載の内容に基づき、引き続きヤングケアラーに対する県民理解の促進に努めてまいります。	-
18	子供の人権課題については、いじめ、体罰、ヤングケアラー等だけでなく、部落差別、外国人差別、障害者差別等の重大な課題もあるが、プランに記載がない。これらの課題についても、具体的に示す必要があるのではないかな。	御意見のとおり、各人権課題については、それぞれに共通する部分があり、複雑化・多様化しております。 子供についても、複数の人権課題を横断する状況があることから、「障害者」の人権にかかる取組において、子供に関わる人々に対して虐待の防止に向けた啓発を実施しているほか、「外国人」の人権に関する取組においては、異文化理解の促進に向けた取組を行うなど、具体的な施策を推進する中で、各人権課題を横断して啓発を行ってまいります。	-
3 高齢者に関すること			
19	高齢者や障害者に対する差別や虐待は決して許されないが、一方で、施設の養護者に対して暴力を振るうといった問題もある。この問題について、プランに記載してほしい。	施設の養護者に対する暴力問題は、職場環境・労働環境の改善に関わる課題であると考えており、令和 8 年 10 月 1 日から労働施策総合推進法の改正により、カスタマーハラスメント対策が、事業主の「雇用管理上の措置義務」とされることから、県としても同法に基づく必要な対応を検討していきたいと考えております。	-

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
20	関連指標の「地域活動等への参加率」は、人権侵害の防止・啓発の成果を測る指標として不適切だと感じる。 また、設定されている指標に対して、実際に行われている取組である、ねんりんピック選手派遣やシニア総合スポーツ大会等の規模感が一致していないと感じる。 （同様の意見他 1 件）	高齢期になっても希望に応じた仕事や地域活動に参画し、高齢者が尊厳を保ちつついきいきと暮らすことができる環境づくりに取り組むことで、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の形成を目指してまいります。 また、本プランにおいては、人権啓発にかかる主な指標を設定することとしており、「地域活動等への参加率」を高める取組としては、老人クラブ活動の意義や魅力を高めるとともに、その組織や機能が十分に発揮できるよう、市町、市町社会福祉協議会等と連携し、活動の活性化のための啓発活動を促進していくこととしております。	－
21	関連指標の「地域活動等への参加率」について、R7の数値の出典が不明である。該当する調査結果が公表されていない場合は、直近で公表されている第9期ひろしま高齢者プランの数値に修正すべきである。 （同様の意見他 1 件）	「地域活動等への参加率」については、令和7年度の数値が、広島県の調べにより判明していることから、本プランに記載しております。 なお、この関連指標は、現行の「第9期ひろしま高齢者プラン」において設定しておりますが、現在、次期プランの策定中であるため、出典を次のとおり修正します。 修正前：「第9期ひろしま高齢者プラン」より 修正案：「<u>ひろしま高齢者プラン</u>」より	13
4 障害者に関すること			
22	合理的配慮が事業者にも義務化されたが、教育現場では人員・予算不足を理由に提供を拒む実態があると明記してほしい。	合理的配慮については、体制面、財政面において、過重な負担にならない範囲で、本人、保護者と可能な限り合意形成を図りながら環境整備に努め、適正に実施されるよう、取り組んでまいります。	－
23	「現状・課題」において、障害者の住まいの確保等の深刻な生活課題についても言及するべきである。 （同様の意見他 1 件）	本プランは、人権啓発の取組の推進を目的としております。 御意見をいただきました、住まいの確保等の生活課題に係る具体的施策につきましては、「広島県障害者プラン」において、障害を理由に民間賃貸住宅等への入居を断られることがないよう、住環境の整備を推進してまいります。 また、全ての県民が、障害の有無に関わらず安心して暮らせる環境を整えるため、障害者への関わり方や特性について理解を深め、実際に行動できるよう、障害に関するバイアスの解消に向けた取組やあいサポートプロジェクトなどを推進してまいります。	－

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
24	「様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々の権利が守られ、お互いを認め合い、共に創っていく社会」の実現には、教育が重要である。インクルーシブ教育の観点を記載してほしい。 （同様の意見他 1 件）	幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、個々の教育ニーズに応じて、多様で柔軟な学びの場を整備することが重要であると考えています。こうした考えのもと、障害のある子供も障害のない子供も共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、取り組んでまいります。	－
25	関連指標について、虐待の認定件数を中心的な KPI として扱い、通報件数との差の要因分析も行うべきである。 （同様の意見他 1 件数）	障害者虐待の防止は、予防と早期対応が重要であり、未然防止、早期発見、迅速な対応、再発防止という段階ごとの効果的な取組が求められます。 そのため、体制整備・研修・普及啓発の取組を重視しており、認定件数を KPI として設定していません。 認定件数と通報件数に差が生じるのは、虐待防止の趣旨に基づき、虐待の可能性があるものを幅広く受け付け、その後、聞き取り調査等により事実確認を行った上で虐待該当性を判断する仕組みによるものです。	－
5 同和問題に関すること			
26	「部落差別」という表現が出てくるのは、17 頁 13 行目のみで、法律名の掲載である。国の基本計画では『部落差別（同和問題）』と表現されているが、プラン内で「部落差別」という語彙を使用しない理由や意図があるのか。	国の「人権教育・啓発に関する基本計画」における表現に基づき「同和問題」としておりましたが、同計画（第二次）を踏まえ、人権課題の項目を次のとおり修正します。 修正前：「同和問題」 修正案：「同和問題（部落差別）」	17
27	同和問題の解決に向けては、隣保館の果たす役割が重要であるが、隣保館の位置づけが不明であるため、明確な方向性を示すべきである。 （同様の意見他 1 件）	隣保館は、市町が設置・運営し、社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うこととされております。 県では、国と協調し、これらの事業に対し補助を行い、事業の効果的かつ円滑な推進を図ることにより、引き続き人権課題や生活上の課題の速やかな解決を目指してまいります。	－

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
28	同和問題に関する取組について、本文中に県が啓発を推進していると記載があるが、市町に依存しているのが実態ではないか。県として、その解決に向けて、より指導力を発揮し、その決意を示してほしい。 また、「現状・課題」の記載内容について、他人事のように感じる。「同和問題の解決は行政の責任である」という原則に基づいて表現を見直してほしい。 （同様の意見他 1 件）	同和問題の解決に向けて努力することは、行政の責務であると認識しており、県においては、国が 5 年ごとに実施している「人権擁護に関する世論調査」や、市町や関係機関との意見交換等を通じて実態や課題の把握に努め、啓発の取組に反映してきているところであり、引き続き、こうした方策により実態把握などに努めるとともに、啓発冊子の作成・配布や研修の実施など、人権意識の醸成に向けた取組を推進してまいります。	-
29	同和問題の取組について、実態調査をすること、当事者の声を聞き、施策に反映することを明記してほしい。 （同様の意見他 1 件）		-
30	同和問題の解決は行政責任であり、人権啓発資料の作成には本県の実態を踏まえるとともに、取組には当事者との連携が不可欠であるため、当事者の意見を反映できる連携会議等を設置することをプランに明記してほしい。 （同様の意見他 6 件）		-
31	政策の不十分さを明確にした上で、関係法令を根拠とした行政責任を明示してほしい。 （同様の意見他 2 件）		-
32	相談・救済体制の周知についての記載が不十分なので、プラン内に明記してほしい。 （同様の意見他 1 件）	人権侵害に遭った際の相談・救済体制につきましては、法務局において実施されている人権相談や、各市町によって設置されている隣保館における相談などがあり、県・市町のホームページやリーフレット等で周知を行っているところです。 引き続き、必要とされる方に情報が届くよう、周知を実施してまいります。	-
33	若年層に対するアプローチが不足しているため、若年層に対する積極的な取組を行うことを明記してほしい。 （同様の意見他 1 件）	学校教育については、「広島県人権教育推進プラン」に基づき、教育の中立性を保ちながら人権尊重の理念に関する学習の方法や内容を、学校や市町に示しています。 県教育委員会が作成している「教科等を通じた人権教育推進に向けた学習指導案集」は同和問題を含む人権課題に関する学習内容となっており、これらの活用を通して、教職員の指導力の向上を図ってまいります。	-
34	若者が同和問題に対する問題意識をもつために、県が廃止した同和教育を復活させるべきである。		-

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
35	同和問題について、啓発の成果を測る具体的な指標を設定し、法律で規定されている努力義務を効果的に果たしているか検証すべきである。あわせて、「現状・課題」において、本県の実際の相談・事件件数を明記してほしい。（同様の意見他 1 件）	同和問題をはじめ、本プランの各人権課題にかかる施策の成果につきましては、本プランの規定（第 4 章 3（2））に基づいて、毎年、成果指標や取組実績により、実施状況を点検・公表しております。 また、同和問題にかかる相談・事件件数は、関連指標として法務省が把握・公表している人権侵害事件数（開始件数）及び人権相談件数を掲載しております。	－
36	インターネット上の差別投稿について、意識啓発だけではなく、学校教育で SNS 情報を無責任に拡散しない指導を徹底してほしい。	中学校「技術・家庭科」の技術分野において、インターネット等のルールやマナーの遵守、危険の回避、人権侵害の防止など、情報を適切に活用できるよう指導するとともに、高等学校「情報」では、情報社会において個人の果たす責任や役割、情報モラルなどの背景を科学的に捉え、考察する力を身に付けられるよう指導しています。 加えて、非行防止教室等において、県警察や通信事業者と連携を行うなど、インターネットの利用に関する情報モラル教育に係る実施の充実を図り、引き続き児童生徒のメディアリテラシーの向上に努めてまいります。	－
37	「具体的な取組」において、インターネットモニタリングを実施することが記載されているが、市町連絡会を設置し、当事者を含めたものとする等、県としての明確な方向性を示すべきである。（同様の意見他 3 件）	インターネット上の差別事象を監視するためのモニタリングについては、随時検索により差別情報を確認しているほか、市町や関係機関などからの情報提供に基づき、差別的な書き込みを把握した際には、人権侵害の救済手続きを行う広島法務局へ速やかに、削除要請を行うこととしております。引き続き、関係機関と連携して対応してまいります。	－
38	「具体的な取組」において、県職員に対する研修を実施し、正しい知識の習得に向けて取り組むと記載されているが、今日までの成果を明らかにしてほしい。（同様の意見他 4 件）	県職員に対する研修については、新規採用職員を対象とする「初任研修」や、管理者研修等に加えて、「広島県人権問題職場研修実施要項」に基づく各所属での職場研修において、同和問題を含む人権課題についての研修を実施しております。 なお、本プランにおける施策の成果につきましては、毎年度、指標や取組実績により、実施状況を点検・公表しております。	－

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
39	広島法務局の統計において、同和問題の令和7年度の人権侵犯事件数は0件、人権相談件数は7件とあり、この数字から同和問題はほぼ解決済だと思われるが、今後まだ税金を投入した啓発活動の必要があるか疑問である。	依然として、差別発言やインターネット上の差別的な書き込みなどの事案が発生しており、引き続き、県民一人ひとりが、同和問題について正しく理解し、偏見や差別を防止するための啓発に取り組んでまいります。	-
40	県教育委員会のホームページに、文部科学省の是正指導報告書が掲載されているとおり、同和問題を過度に優遇することは危険であり、プランへの記載を削除すべきである。		-
41	関連指標の「人権侵犯事件統計」（法務省）の件数について、根拠を明記してほしい。 （同様の意見他2件）	関連指標の「人権侵犯事件統計」については、法務省により公表されている統計報告を引用しております。 この統計は、法務省の人権擁護機関が、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、救済手続を開始した事件の件数である「人権侵犯事件数」及び法務省の人権擁護機関が受けた人権に関する相談の件数である「人権相談件数」を示したものです。	-
6 外国人に関すること			
42	「県内企業での外国人労働者の受け入れ定着を促進し」とあるが、企業が外国人を雇う選択肢があってもいいと思うが、それを県が進めることには違和感がある。	県内企業が受け入れた外国人労働者の定着に向け、外国人労働者に対する不当な取り扱いがなされないことがないよう、職場環境の整備に向けた支援を行うという趣旨で記載しています。	-
43	外国人住民の生活的な支援と外国人材受入促進という異なる施策を一つの人権課題に混在させるのではなく、分けて記述し、それぞれの目的・対象・財源を明示すべきである。 （同様の意見他1件）	本プランは様々な人権課題について記載しており、外国人に関する施策を同じ項目に記載しているところです。 外国人労働者が増加する中、就労の場における不利益や言語、宗教、習慣等の様々な違いを背景とした問題の発生や差別・偏見が存在しており、外国人材の円滑な受入・就労に必要な環境が整えられ、外国人が地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報の共有が進むことにより、外国人が孤立することなく安心して生活し働くことができる社会の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。	-
44	外国人について、関連指標の「人権侵犯事件数」及び「人権相談件数」を見ると、数が少なく、ほぼ無いに等しいと思われるが、広島県の施策として必要なのか疑問である。	依然として本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に尊重されていないといった状況が存在していることから、外国人に対する偏見や差別を解消し、全ての人が互いの文化、宗教、生活習慣等における多様性を理解し、尊重し合う共生社会の実現に向けて、引き続き取組を推進してまいります。	-

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
45	多文化共生の啓発について、外国人に対する優遇を前提とした取組ではなく、まず日本人の生活・文化・安全を守る視点を優先すべきである。 （同様の意見他 2 件）	本プランにおける多文化共生の取組は、外国人の優遇を目的としたものではなく、外国人を含め、個々人の性別や国籍等にかかわらず、多様性や違いを認め合い、人権尊重の意識を高めることを目的としており、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会の実現を目指すものです。 地域住民と外国人住民の双方が安心して暮らすためには、お互いの文化や生活習慣等の違いを理解し、交流を通じて、外国人住民が、県民の一員として、共に安心して生活できる地域づくりを進めることが必要であると考えており、引き続き、双方が安心して暮らし活躍できる環境の整備を進めてまいります。	-
46	「本邦外出身者に対する不当な差別言動（ヘイトスピーチ）」が、人権課題「6 外国人」にまとめられている。外国人に対する不当な差別は依然として存在しているので、項目を独立させ、積極的な啓発を推進してほしい。 （同様の意見他 2 件）	本プランは様々な人権課題について記載しており、ヘイトスピーチは「外国人」の人権課題に記載しているところですが、重大な人権侵害であり、引き続き、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を踏まえ、機会を捉え、ヘイトスピーチが許されないものであることを周知するなど、具体的な取組を推進する中で啓発を推進してまいります。	-
7 性的マイノリティの人々に関すること			
47	「性的マイノリティの人々」に関して、一方的に理解を求める記述になっている。 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」では、「性的指向又はジェンダーアイデンティティに関わらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする」とある。法の趣旨に基づき、性的マイノリティではない人も含まれるということがわかる文言を加えてほしい。	本プランにおける取組は、性的マイノリティの人々について、一方的な理解を求めることを趣旨としたものではなく、性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが等しくかけがえない個人として尊重される社会の実現を目指すものです。 法律の趣旨に基づき、具体的な施策を推進する中で、違いや多様性を認め合い、お互いの人権を尊重し合う意識の醸成に取り組んでまいります。	-
48	「性的マイノリティの人々」の関連指標について、他の人権課題と同様に法務局の相談件数・侵犯事件数を明示し、実際の被害規模を確認できるようにしてほしい。 （同様の意見他 1 件）	関連指標については、その課題に関連する県の個別計画がある場合は、それぞれの計画において設定された成果指標とその目標を、また、関連する県の個別計画がない場合はその課題に関連の深い統計数値を指標としております。 性的マイノリティの人々に関する人権相談件数や人権侵犯事件数に関しても、その動向を把握するなどして、施策に反映してまいります。	-

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
49	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の立案過程では、「性自認」という語がその主観性を理由に「性同一性」、さらに「ジェンダーアイデンティティ」へと言い換えられていった経緯があると報じられている。本プランの用語解説では「ジェンダーアイデンティティ（性自認）」として両者が同義語のように併記されているが、こうした経緯を踏まえたうえで用語を整理し、県民に誤解が生じないよう説明を加えていただきたい。このままではジェンダーアイデンティティ＝性自認というように捉えられるのではないか。 （同様の意見他 1 件）	御意見を踏まえ、性自認の用語解説を次のとおり修正します。 修正前：「ジェンダーアイデンティティ」を参照。 修正後：<u>自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、「心の性」と言い換えられることもある。</u> <u>なお、本プランにおいてはジェンダーアイデンティティと同義語として取り扱っている。</u>	1、39
50	用語解説の「性的マイノリティ」においては「LGBT」のみ解説されているが、関連指標においては「LGBTQ+」という言葉の認知度を測っており、用語集と指標で表記が揃っていない。 （同様の意見他 1 件）	「LGBTQ+」については、別途「Q」及び「+」に係る解説をしていることから、「性的マイノリティ」では説明を簡略化しております。	-
8 感染症患者等に関すること			
51	感染症患者等について、啓発事業の規模・予算が、実際の被害水準に見合っているかを検証すべきである。 （同様の意見他 1 件）	施策の検証については、プラン策定にあたりこれまでの取組内容の振り返りを行っているほか、第 4 章 3（2）に記載のとおり、成果指標・関連指標や取組実績により実施状況を毎年度点検してまいります。 感染症や感染症患者及びその家族、医療従事者等に対する偏見や差別の防止に向けては引き続き、感染症についての正しい知識の啓発と理解の促進に取り組んでまいります。	-
9 刑を終えて出所した人に関すること			
52	「刑を終えて出所した人」の関連指標について、現状値が未設定のまま目標値が設定されているが、現状値を把握した上で目標を設定すべきである。 （同様の意見他 1 件）	当該関連指標は、新規取組として新たに設定する指標であり、現状値については、国との連携が構築された市町はないことから、「―」と記載しております。 今後、更生支援について国との連携が構築されている市町を増加させ、地域における息の長い復帰支援を推進してまいります。	-
10 犯罪被害者及びその家族等に関すること			
53	犯罪被害者及びその家族等について、噂や中傷の起点にはテレビの実名報道が関わっていることが多くあるため、「噂やインターネット上での中傷等により名誉が傷つけられたり」という文の前に「マスコミによる実名報道」を加えてほしい。	実名報道については、犯罪被害者等の匿名報道を望む意見と、マスコミによる報道の自由など、様々な議論が関係機関等で行われております。議論の推移を注視することとし、計画は現行どおりとさせていただきます。	-

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
11 インターネット上の人権侵害に関すること			
54	インターネットの誹謗中傷対策の推進によって、表現の自由や正当な論評が萎縮しないようにする観点についても、明記してほしい。 （同様の意見他 1 件）	本プランは、不当な差別の発生等により人権が侵害されることが無いよう、人権尊重の理念を普及し、それに対する県民の理解を深めるための人権啓発を行おうとするものです。 なお、表現の自由は憲法で保障された重要な権利ですが、一方で、他者の権利を侵害してはならないものと考えております。	-
12 国及び他団体と協力していく分野			
ア 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関すること			
55	関連指標については、認定被害者の未解決人数等、問題の性質に合った指標を用いるべきである。 （同様の意見他 1 件）	北朝鮮当局による拉致問題の解決に向けては、国において取組を進めているところであり、県としては、正しい理解を促進し、関心と認識を深めていくことが大切であると考えています。 関連指標については、その課題に関連する県の個別計画がある場合は、それぞれの計画において設定された成果指標とその目標を、また、関連する県の個別計画がない場合はその課題に関連の深い統計数値を指標としております。	-
56	北朝鮮当局による拉致問題等について、人権侵害に加えて国家主権侵害という側面も記載すべきである。 （同様の意見他 1 件）	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 修正前：北朝鮮当局による日本人拉致問題は重大な人権侵害であり、 修正案：北朝鮮当局による日本人拉致問題は、 <u>重大な人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。</u>	32
57	今後、人権侵犯事件や人権相談の件数の少なさを理由に、北朝鮮当局による拉致問題等についての記述・予算が縮小されることのないよう特記してほしい。（同様の意見他 1 件）	引き続き、本プランに基づいて、国等と連携しつつ、北朝鮮当局による拉致問題に関する県民の関心と認識を深めるための啓発を推進してまいります。	-
イ アイヌの人々に関すること			
58	アイヌの人々について、現在、広島県において、差別の実態がないにもかかわらず、啓発を行う必要はあるのか。 （同様の意見他 4 件）	アイヌの人々が、北海道のみならず全国において生活していることを踏まえ、「アイヌ施策推進法」及び本プランに基づいて、引き続き国等と連携しながら啓発に取り組んでまいります。	-
第 4 章に関すること			
59	学校現場において、人権研修は十分に行われていない。同和問題をはじめとした人権研修を毎年必ず実施する体制を整え、プランに明記してほしい。 （同様の意見他 8 件）	「広島県人権教育推進プラン」には、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、指導力を高めるための研修を充実させることが明記されています。これに基づき、県立学校の人権教育全体計画でも教職員研修が盛り込まれ、組織的かつ計画的に人権教育を進めています。 今後もこのプランに沿って、教職員の指導力向上に努めてまいります。	-

※御意見のうち、内容については原文を一部要約又は分割して掲載。なお、計画本文との関連が把握できなかったものに対する意見については、掲載していない。